

同取之追放之○略 中敦頼依此事號裸ノ左馬助、

〔續世繼五〕其の少將のこに、光家とかきこえ給ひけるを、大臣殿の御子にし給て、殿上したまへりける侍従におはしけるをば、かのこ玄もうごぞ人は申ける、おやはかくれて、このあらはれたるごとなるべし、

〔平家物語〕我身のえい花の事

そもそもこの玄げのりのきやうを、さくらまちの中納言と申ける事は、すぐれてこゝろすき給へる人にて、つねは吉野の山をこひつゝ、まちにさくらをうゑならべ、その内に屋をたて、すみ給ひしかば、来る年の春ごとに見る人さくらまちとぞ申ける、さくらは、さいて七か日につるを名ごりををしみ、天照大神にいのり申されければにや、三七日まで名ごりありけり、君も賢王にてましませば、神も神徳をかゞやかし、花もこゝろありければ、廿日のよはひをたもちけり、

〔平治物語〕源氏勢汰事

別當惟方ハ元來信頼卿ノ親シミニテ、契約深カリシカ共、一日舍兄左衛門督ノ諫言、肝ニソミテ被思ケレバ、加様ニ主上條ニヲ盜出シ進ラセラレケリ、此人ハ生得勢少サタ御坐ケレバ、小別當トゾ申ケル、ソレニ信頼ニ與シテ、院白河内ヲ押籠奉ル中媒ヲナシ、今又盜出シタテマツル中媒シケレバ、時ノ人中小別當トゾ云ケル、大宮左大臣伊通公ハ、此中ハ中媒ノ中ニテハアラジ、忠臣ノ忠ニテゾアラン、光頼ノ勇ニ依テ、忽ニ誤ヲ改メ、賢者ノヨクンヲ以テ、忠臣ノ舉動ヲナセバトゾ宣ケル、

〔源平盛衰記〕成親已下被召捕事

西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道清平ヲハタト睨返シテ、略 中御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ、叙爵ヲダニモ賜ラズシカモ